

グリーン経営認証取得助成金交付要綱 (令和6年度分)

(公社)和歌山県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人和歌山県トラック協会(以下「協会」という。)は、会員事業者がエコドライブ等自主的な環境改善への取り組みを実施し、より一層の環境貢献を推進するため、一定以上の優れた環境取組を実施している事業者を認定する「グリーン経営認証制度」の取得に係る費用の一部を助成する。

(助成内容)

第2条 交通エコロジー・モビリティ財団が実施する「グリーン経営認証」の取得に要した費用の一部を助成する。

(助成対象者)

第3条 助成対象事業者は、協会々員事業者で会費の滞納がない事業者とする。

(助成の条件)

第4条 助成金の対象となる条件は、新規又は更新で交通エコロジー・モビリティ財団が実施する「グリーン経営認証」を取得完了しなければならない。

(助成期間)

第5条 本要綱に定める助成期間は、令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。但し、予算限度額に達した場合は、その時点を以て終了とする。

(助成金額)

第6条 本事業の当協会予算金額は、200,000円を限度額とする。

2. 1事業者当たりの助成金額は新規4万円、更新2万円とし、新規又は更新の際に年度内一度限りの助成とする。

(助成金交付申請)

第7条 会員事業者は、様式1の「グリーン経営認証取得助成金交付申請書」により助成期間内に申請を行うものとする。

2. 前項の申請には、グリーン経営認証取得、または更新に係る請求書(写)、領収証(写)、認定登録証(写)の他協会が定める書類を添付し、申請を行うものとする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その申請に係る事業の内容が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、会員事業者に対して、助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 会員事業者は、認定期間中に認定が取り消しとなった場合は、助成金を協会に返還しなければならない。但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

2. 前項による認定取り消しが行われたときは、協会へ報告しなければならない。

(報告の義務)

第10条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合は、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、令和6年4月1日より実施する。